別表六（三十）　給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

旧措法第42条の12の５第１項の規定の適用を受ける場合

調整雇用者給与等支給額 （別表六（二十八）「2」）	1	円	控除対象調整数の計算	対象移転型新規雇用者総数 （別表六（二十四）付表一「2の③」と「5の③」のうち少ない数）	6	人
当期の終了の日における雇用者の数 （別表六（二十四）付表一「1の①」）	2	人		対象移転型特定新規雇用者数又は移転型特定新規雇用者基礎数 （別表六（二十四）「10」又は「20」）	7	
調整地方事業所基準雇用者数 （別表六（二十四）「3」）	3			対象移転型非特定新規雇用者数 （別表六（二十四）付表一「11」）	8	
特定新規雇用者基礎数 （別表六（二十四）「9」又は「19」）	4			控除対象調整数 (6)－(7)－(8) （マイナスの場合は０）	9	
対象非特定新規雇用者数 （別表六（二十四）付表一「10」）	5			控除対象者数 ((3)と((4)＋(5)＋(9))のうち少ない数)	10	
				雇用者給与等支給増加重複基準額 $\frac{(1)}{(2)}\times(10)$	11	円
				雇用者給与等支給増加重複控除額 $(11)\times\frac{20}{100}$	12	

旧措法第42条の12の５第２項の規定の適用を受ける場合

調整雇用者給与等支給額 （別表六（二十九）「5」）	13	円	控除対象調整数の計算	移転型地方事業所基準雇用者数 （別表六（二十四）付表一「5の③」）	19	人
当期の終了の日における雇用者の数 （別表六（二十四）付表一「1の①」）	14	人		対象移転型特定新規雇用者数又は移転型特定新規雇用者基礎数 （別表六（二十四）「10」又は「20」）	20	
調整地方事業所基準雇用者数 （別表六（二十四）「3」）	15			対象移転型非特定新規雇用者数 （別表六（二十四）付表一「11」）	21	
特定新規雇用者基礎数 （別表六（二十四）「9」又は「19」）	16			対象移転型非新規基準雇用者数 （別表六（二十四）付表一「13」）	22	
対象非特定新規雇用者数 （別表六（二十四）付表一「10」）	17			控除対象調整数 (19)－(20)－(21)－(22) （マイナスの場合は０）	23	
非新規基準雇用者数 （別表六（二十四）付表一「12」）	18			控除対象者数 ((15)と((16)＋(17)＋(18)＋(23))のうち少ない数)	24	
				雇用者給与等支給増加重複基準額 $\frac{(13)}{(14)}\times(24)$	25	円
				雇用者給与等支給増加重複控除額 $(25)\times\frac{20}{100}$	26	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）